

石川県保険医協会 発行

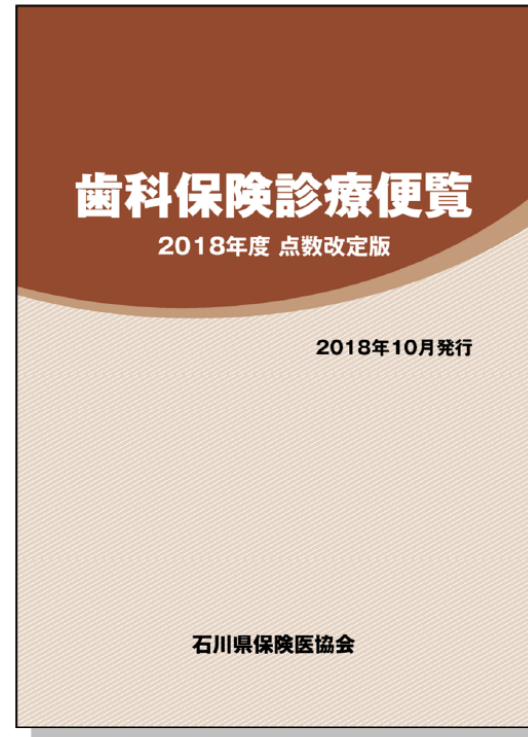


定価 12,000円
会員価格 7,000円

(いずれも税・送料込)

※各都道府県の保険医協会・医会の会員も
会員価格でご購入いただけます。

2018年10月20日発行
A4判/458頁 オールカラー



≪ 本書の特徴 ≫

- ① 点数表告示・通知に加えて、点数表解釈にあたって必要となる多数の厚労省告示・通知等（「別に厚生労働大臣が定める」施設基準や材料価格基準等の点数表関連告示・通知、厚労省から出されたQ&A、レセプトの記載要領を網羅）を、囲み罫や色分けを駆使して、各点数項目ごとにまとめて掲載し利便性を高める
- ② 告示・通知ごとにオリジナルの見出しを掲載
- ③ 必要に応じて医科準用点数告示・通知を掲載
- ④ 点数表本文中に別の法令についての言及がある場合、必要に応じてその法令を「参照条文」として掲載し、参照ページを随時示すなどの工夫
- ⑤ 点数表以外にも、療養担当規則とその関連告示・通知、介護保険との給付調整、歯科に係る介護報酬（居宅療養管理指導）単位数表と指定基準省令まで網羅
- ⑥ 序章として「診療報酬関連法規の体系と本書の構成」を掲載
- ⑦ 2018年診療報酬・介護報酬同時改定により変更された部分にアンダーラインを付して、どこが改定されたかが一目でわかる
- ⑧ 2018年診療報酬・介護報酬同時改定による改定後の規定をすべて盛り込んでいる（平成30年8月31日厚生労働省告示第314号による特定保険医療材料改定まで反映）。また、改定に関わる訂正通知、疑義解釈資料は、2018年7月30日発出分まで網羅
- ⑨ 2018年診療報酬改定のレセプト記載要領改正通知により、追加された別表Ⅰ（摘要欄記載事項とそれに対応するレセプト電算処理システム用コード）、別表Ⅱ（略称の一覧表）について、点数項目ごとに整理して掲載

（切り取り線）

< 目次 >

凡例
発刊にあたって
序 診療報酬関連法規等の体系と本書の構成
本書の編集上の工夫
診療報酬関連法規の体系

第1編 歯科診療報酬点数表

点数表全体に係る通則

第1章 基本診療料

（初・再診料）

第2章 特掲診療料

（医学管理等、在宅医療、検査、画像診断、投薬、
リハビリテーション、処置、手術、麻酔、
歯冠修復及び欠損補綴）

- 第2編 診療報酬に関連する規定
 - 第1部 基本診療料、特掲診療料の施設基準（通則）
 - 第2部 医療保険と介護保険の給付調整
 - 第3部 診療報酬請求書、診療録等の記載要領等
 - 第4部 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- 第3編 介護報酬単位数表と介護報酬に関連する規定
 - 第1部 介護報酬単位数表
 - 第2部 介護給付費等に係る体制等に関する届出
 - 第3部 介護給付費請求書等記載要領
 - 第4部 サービス事業者の指定基準

索引

注文書

『歯科保険診療便覧 2018年度 点数改定版』

必要事項を記入し、FAXを送信してください ⇒ FAX : 076-231-5156 石川県保険医協会宛て

① 保険医協会・医会の会員ですか？	【 】会員である ⇒ 下に協会 医会名をご記入ください 【 】保険医協会 医会 【 】会員ではない
② 注文冊数	冊
③ 医療機関・団体名	
④ 注文者名	
⑤ 住所	〒 —
⑥ 電話番号	— —

石川県保険医協会

〒920-0902 石川県金沢市尾張町2-8-23 太陽生命金沢ビル8階
電話076-222-5373 Email ishikawa-hok@doc-net.or.jp

本書の編集上の工夫

本書の編集上の工夫（以下は第1編の参考例）

第1部 初・再診料
<通則>

- **算定の原則**
- 通則**
- 1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者医療確保法第64条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節（編注：初診料）又は第2節（編注：再診料）の各区分の所定点数により算定する。
- 「週」単位、「月」単位の定義
- 6 算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、それぞれ日曜日から土曜日までの1週間又は月の初日から月の末日までの1か月を単位として算定する。

第1節 初診料

A000 初診料

- 1 歯科初診料 237点
- 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 282点
- 注1 1については、歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準（編注：基本診療料の施設基準等告示第三・八の三）に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、初診を行った場合に算定する。この場合において、当該届出を行っていない保険医療機関については、226点を算定する。

○ **算定の原則**

- (1) 初診料は、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る体制等を整備しているものとして、地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、特に初診料が算定できない旨の規定がある場合を除き、患者の傷病について歯科医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定する。
- **歯科初診料注1の院内感染防止対策の施設基準**
- 第三 初・再診料の施設基準等
- 八の三 診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する施設基準
- (1) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。
- **歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準**
- (1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- **疑義解釈（平成30年3月30日事務連絡）**
- (歯科・問3) 初診料の注1に規定する施設基準について、通知において、「口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること」とあり、様式2の6において「滅菌器」の製品名等の記載が必要であるが、具

告示の通則、注には、適宜見出しを付した。（見出しは原則として編集サイドで付した。見出しには●を付した。）

点数表各部の通則は、罫線で囲んで（黄色）で表示した。

点数表の他の項目を参照している場合や用語の解説が必要な場合は、適宜、（編注）を加え、必要に応じて参照ページを付した。編注、参照ページを掲げた部分は（赤色）で示した。

解釈通知は、その関連する告示の直下においた。また、適宜見出しを付した。（見出しは原則として編集サイドで付した。見出しには○を付し、（黄色）で表示した）

告示の通則以外の点数本体部分は、罫線で囲んで（緑色）で表示した。

「別に厚生労働大臣が定める告示」等を参照している場合は、適宜、参照ページを付した。参照ページを掲げた項目は（青色）で示した。

2018年4月改定で変更のあった箇所については、アンダーラインを付した。

解釈通知は、その関連する告示の直下においた。また、適宜見出しを付した。（見出しは原則として編集サイドで付した。見出しには○を付し、（緑色）で表示した）

別告示で定められた施設基準については、罫線で囲んで（青色）で表示した。

施設基準に係る解釈通知は、その関連する告示の直下においた。通知の見出しには○を付し、（青色）で表示した。

厚生労働省から出された疑義解釈に係る事務連絡通知については、適宜、関連項目の直下においた。見出しには（紫色）を付し、本文は（緑色）で示した。また、全体に（灰色）の網かけを付している。

体的にどのようなものが該当するのか。

(答) 「滅菌器」に該当する装置（医療機器）の一般的名称が、

- ・ 包装品用高圧蒸気滅菌器
- ・ 未包装品用高圧蒸気滅菌器
- ・ 小型包装品用高圧蒸気滅菌器
- ・ 小型未包装品用高圧蒸気滅菌器

等であり、添付文書（または取扱説明書）の使用目的に器具機材の滅菌が可能なが記載されている装置が該当する。

○ **届出に関する事項**

- (1) 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準に係る届出は、別添7の様式2の6（編注：P.20）及び様式2の8（編注：P.21）を用いること。
- **時間外、休日、深夜加算・乳幼児時間外、乳幼児休日、乳幼児深夜加算**
- (16) 「注7」及び「注8」の医科と共通の項目は、医科点数表の第1章第1部第1節区分番号A000に掲げる初診料（編注：参照通知あり）の例により算定する。
- **参照通知：医科点数表の第1章第1部第1節区分番号A000に掲げる初診料**
- (17) **時間外加算**
- ア 各都道府県における医療機関の診療時間の実態、患者の受診上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日とする。

○ **明細書記載要領**

- (28) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について
- ケ 「支台築造」の項について
- (ア) 間接法において、メタルコアによる支台築造は、「メタル」の項のうち、前歯及び小臼歯は「前小」の項に、大臼歯は「大」の項に、それぞれ点数及び回数を記載する。なお、ファイバーポストを用いた場合は、「その他」欄に点数及び回数を部位毎にそれぞれ記載する。（項番119）

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項
119	M002	支台築造	（後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して支台築造を算定する場合）永久歯代行と記載すること。 レセプト電算処理システム用コード 820100353 左記コードによるレセプト表示文言 永久歯代行

別表II 診療行為名称等の略号一覧（歯科）

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
152	M002	支台築造「1 間接法」「ロ ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー間	歯冠修復及び欠損補綴「その他」欄

● **CAD/CAM冠の特定保険医療材料**

- M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）
- 1 CAD/CAM冠用材料(I) 285点
- 2 CAD/CAM冠用材料(II) 523点
- **留意事項通知**
- 058 CAD/CAM冠用材料
- (1) CAD/CAM冠用材料(I)は小臼歯に使用した場合に算定できる。

別告示、通知で定められた特定保険医療材料については、罫線で囲んで（青色）で表示した。

特定保険医療材料に係る留意事項通知は、その関連する告示、通知の直下においた。通知の見出しには○を付し、（青色）で表示した。

第2編以後も、原則として上記の編集方針を踏襲している。告示（あるいは省令）は罫線で囲んで（緑色）（あるいは（黄色））で表示し、その直下に、別告示を（青色）で掲載し、関連する通知については適宜見出しを付した上で掲載している。

施設基準に係る届出様式は、各部の末尾に掲載している。

告示や通知の本文中に他の法令や通知を参照している場合には、（赤色）で参照条文ありや参照通知ありと表示し、その直下に参照条文を掲載した。参照条文の見出しは（赤色）で表示した。また、全体に（灰色）の網かけを付している。

明細書記載要領については、関連する点数項目の直下においた。見出しには（青色）を付し、本文は、（紫色）で示した。また、全体に（灰色）の網かけを付している。摘要欄への記載事項とシステム用コードを規定した「別表I」と略号を規定した「別表II」も、点数項目ごとに掲載している。